



家族そろってお得なNISA

予約申込み受付中！

「NISA」とは、投資信託等(公募株式投資信託・上場株式等)の配当所得や譲渡所得にかかる税金が非課税となる制度で、2014年1月1日からの導入が予定されています。正式には、「少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」といいます。

「NISA」の非課税口座を利用することで、最大500万円までの投資信託等(公募株式投資信託・上場株式等)の値上がり益や配当、分配金が最長10年間非課税となります。

配当金・分配金・譲渡益が

最長**5年間**
非課税

NISA(日本版ISA) 少額投資非課税制度の**5つ**のポイント！

- 1 株式投資信託・上場株式**
の譲渡所得・配当所得が非課税
- 2 日本国内にお住いの20歳以上の方が対象**
- 3 非課税投資枠は毎年上限100万円**
(平成26年~35年)
- 4 それぞれ投資をはじめた年から**
最長5年間の非課税期間
- 5 非課税投資枠は最大500万円**

※各年100万円の非課税投資枠は、その年にしか使うことができません。

※他の口座との損益通算はできません。

口座開設の流れ

※NISA口座を開設できるのは、1人1口座のみです。

お客様

①口座開設お申込

野畑証券

②税務署に申請

所轄税務署



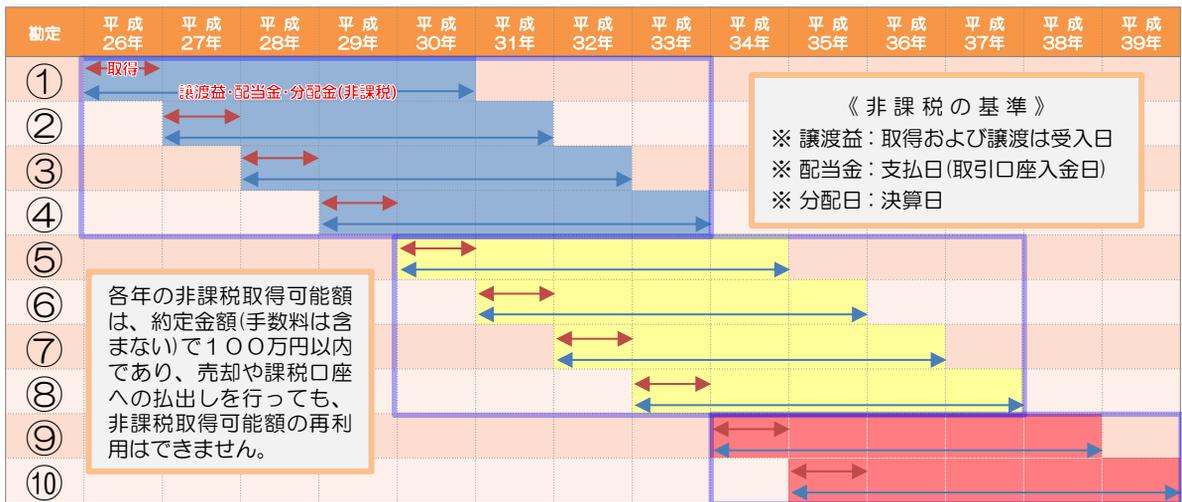
④口座開設のご連絡

以下の書類をご用意していただきます。

- ・非課税適用確認書交付申請書兼
非課税口座開設届出書
- ・住民票等

税務署への申請受付は2013年10月開始

制度概要のイメージ



※口座開設を行う年の1月1日において20才以上の個人を対象とした非課税制度であり、基準日(平成25年1月1日)における住所の確認できる「住民票の写し」等の提出が必要です。

※非課税口座は、①から④までの4つの非課税管理勘定、⑤から⑧までの4つの非課税管理勘定、⑨・⑩の2つの非課税管理勘定により、それぞれの口座が構成され、最大3つの非課税口座を開設することができます。

なお、非課税口座を他の金融機関に移管することはできません。

※①から④まで非課税管理勘定に係る非課税口座については、平成25年7月中旬以降に受付を開始いたします。

※上記は、平成25年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」(平成25年度3月30日公布)に基づいて作成したものであり、今後の法律改正等により変更となることがあります。

	~2013年12月31日	2014年1月1日~
株式投資信託・上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る税金	10.147% 所得税...7.147% 住民税...3%	20.315% 所得税...15.315% 住民税...5% NISA 《非課税》

お申し込み・お問合せは、お近くの営業店までご相談下さい

本店

(0564)23-5311

碧南営業所

(0566)48-3011



孫子の代までお付き合い
野畑証券

商号等 野畑証券株式会社
金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第18号
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター